

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：土地利用対策費

事業名 地価調査事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

都市建築部 都市政策課 土地計画調査係 電話番号：058-272-1111(3759)

E-mail：c11654@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 27,320千円（前年度予算額：27,320千円）

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	27,320	0	0	0	0	0	0	0	27,320
要求額	27,320	0	0	0	0	0	0	0	27,320
決定額	27,320	0	0	0	0	0	0	0	27,320

2 要求内容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

毎年7月1日における調査地点の正常な価格を公表することで、一般の土地取引価格及び公共事業用地の取得価格算定の指標としている。また、地価という社会経済指標の一つとして、県内各地域の実情に合致した調査地点を選定することが必要である。

(2) 事業内容

県内全市町村に調査地点（令和2年度：360地点）を設置し、毎年7月1日現在の単位面積あたり（宅地1平方メートル、林地は10アール）の標準価格を不動産鑑定士による鑑定評価に基づき判定し、調査結果を9月下旬に公表している。

(3) 県負担・補助率の考え方

地価調査の調査結果は、一般の土地取引価格及び公共事業用地の取得価格算定の指標や、国土利用計画法に基づく監視区域などの土地取引規制の基礎資料となっており、県が当該事業を負担する妥当性がある。

(4) 類似事業の有無

類似事業：有（国が実施する「地価公示」）

地価公示は、都市計画区域内の宅地（21市17町）を対象として毎年1月1日時点の価格を調査するのに対し、地価調査では林地を含めた県内全域（42市町村）を対象として毎年7月1日時点の価格を調査している。

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	26,770	地価調査事業委託料 26,770 千円
その他	550	都道府県地価調査等支援システム使用料 550 千円
合計	27,320	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

本調査は、国土利用計画法施行令第9条にもとづき実施している。

(2) 国・他県の状況

本調査は、毎年全都道府県で実施されている。

(3) 事業主体及びその妥当性

本調査は、国土利用計画法施行令第9条にもとづき、都道府県知事が実施するものとされている。

事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

毎年7月1日における調査地点の正常な価格を公表することで、一般の土地取引価格及び公共事業用地の取得価格算定の指標とします。また、地価高騰の未然防止のために指定する監視区域などの土地取引規制の基礎資料としている。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

○指標を設定することができない場合の理由

地価調査の調査結果は土地の価格であり、目標の達成度を示す指標とすることはできないため。

(前年度の取組)

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

地価調査の実施

- ・調査地点数： 令和2年度 360地点
- ・価格調査時点： 毎年7月1日
- ・価格の公表日： 令和2年9月30日（水）

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

令和2年度は360地点で調査を実施し、結果を公表した。

調査結果については、一般の土地取引価格及び公共事業用地の取得価格算定の指標として活用されている。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い 	
(評価) ○	本調査は、国土利用計画法施行令第9条に基づき、毎年都道府県知事が実施するものとされており、土地取引規制の基礎資料となっている。また、地価公示や路線価等、地価で県内の社会経済状況を表す指標でもあり、新聞にも公表される等、注目度が高い。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) ○	一般の土地取引価格及び公共事業用地の取得価格算定の指標となっており、広く活用されている。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある 	
(評価) ○	地価動向や各地域における土地取引・土地利用の状況に基づき、調査地点の数が必要最小限となるよう見直しに努めている。 (地点数：平成21年は513地点、平成22年以降は360～380地点)

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 <p>土地取引の状況や都市計画の変更を踏まえ、調査地点を設定する地区等を適宜見直す必要があるが、地価という社会経済指標の一つとして、地域に合致した調査地点数とすることが必要であり、基準地削減による地域の指標が無くなることを防ぐ。</p>
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか <p>地価調査は、国土交通省が行う地価公示（1月1日時点）とともに土地の価格に関する2大調査として位置づけられており、土地取引価格等の指標として県民のニーズは高い。今後も、引き続き国土利用計画法に基づき地価調査事業を実施していく。</p>
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名および所管課	
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	